

人口動態	
(12月1日現在)	
世帯数	24,763(+ 17)
総人口	102,383(+ 124)
男	48,524(+ 65)
女	53,859(+ 59)
出生	127件 死亡 44件
転入	348 転出 306
結婚	110 離婚 12

会津若松

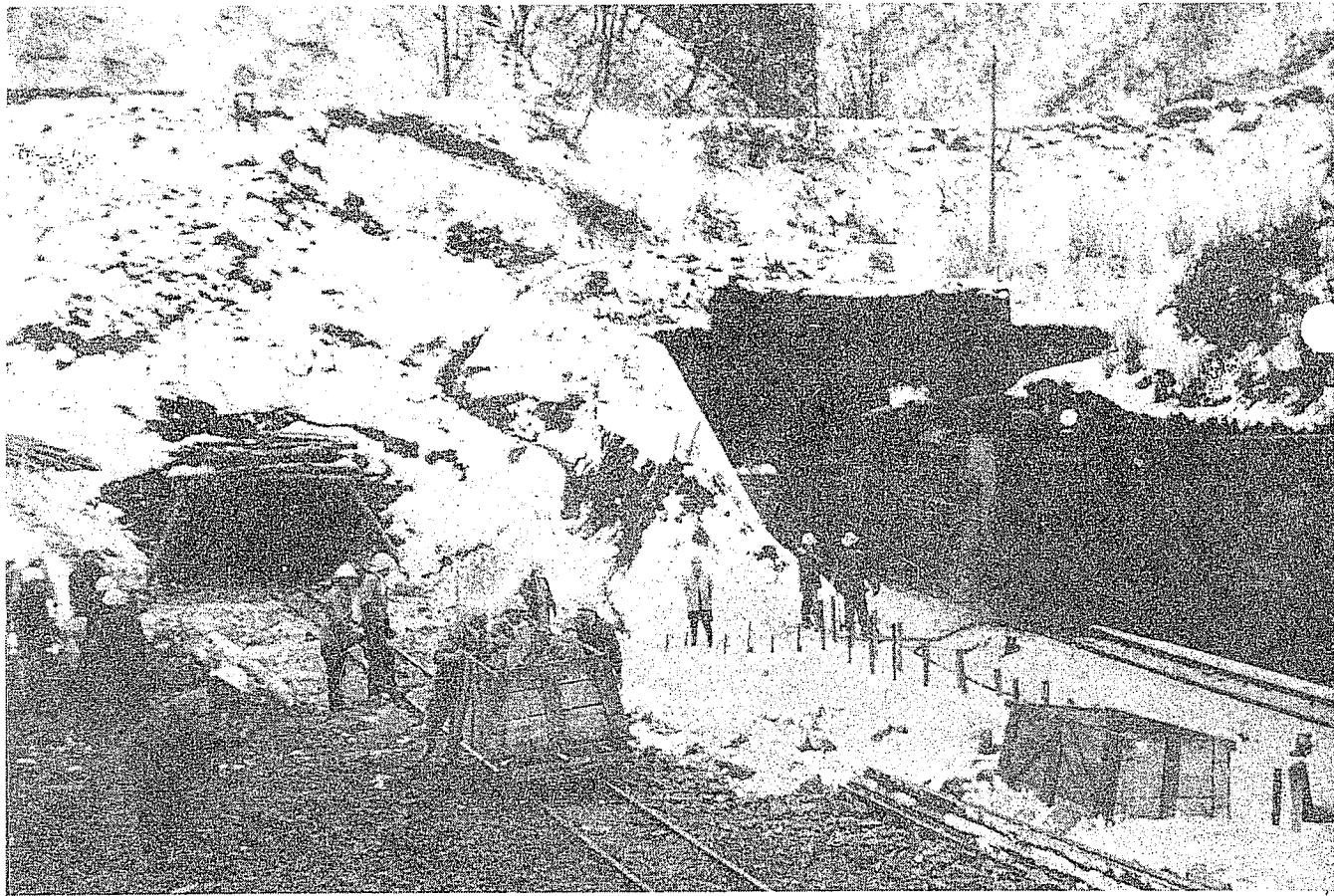
211号

昭和41年1月15日発行
発行所 会津若松市
発行人 竹田 正夫
編集 広報係
定価 5円

市政だより

昭和26年7月6日第三郵便物種可認

毎月1日・15日発行



とじて保存しましよう

広報板

- | | | |
|---------|-----|------------------|
| 18日 | 10時 | 市国土美推進委員会・公民館 |
| 21日 | | 就学時健康診断・行仁小学校 |
| 22日 | 14時 | 子ども会書道展賞状授与式・公民館 |
| 24日 | 10時 | 市産米改善協議会・公民館 |
| 25日 | | 就学時健康診断・謹教小学校 |
| 26日 | " | 鶴城小学校 |
| " | | 家計簿記帳体験交換会・公民館 |
| 27日・28日 | | 就学時健康診断・城西小学校 |

あすの会津にならうものの筆頭は、磐越西線である。磐越西線の電化は、いま急ピッチで進められており、沼上、小坂山両ずい道工事は最盛期である。すでに翁島駅では、架線用ポールの建植式も行なわれた。郡山・喜多方間に使われるボルトは、千八百五十本にものぼる。やがてこの西線に、スマートな電車が走り、列車の運行数はずっと増す。今ようやく磐越西線は時代の脚光を浴びてきただ。完成は四十二年七月——その日が待ち遠しくてならない。(写真は沼上ずい道工事現場、一月十一日写す)

土地新旧対照表を
実費で
おわけします

第2次住居表示実施地域(日新・城西地区)の土地の新旧対照表ができました。

ただ今、都市計画課でおわけしています。ご利用ください。

土地新旧対照表 1部 250円

部数に制限がありますので、お早めにどうぞ。



■背あぶり山スキ一場にぎわう↑

9日の日曜日は好天にめぐまれ、背あぶり山スキー場には500人のスキーパークがつめかけました。中には家族連れや女性スキーイングも見えて元気いっぱいに白銀をけってすべりまわり雪国ならではの光景でした。

關新銳除雪車大活躍

県土木事務所ではこのほど632万2千円で新鋭の除雪機、ロータリー車を購入しました。このロータリーカーは1時間に千トンの雪を除雪できます。このほかグレーダー2台とブルドーザー1台も購入して、計13台の除雪車で除雪に万全の体制です。

④消防相談員の周知徹底などです。

防火の四チエツク運動とは
火災の原因についてみると、大半はたばこ、石油スプレー、コンロ、こつたなどの火の取扱者の不注意、不始末によるもので、そのほとんどは防火の基本について安全を確認しなかつたことによって火事がおきてあります。したがってこれらの火事をなくすためには、市民の一人一人が「火や熱を使うとき」必ず防火についての注意心を換気して、防火の基本である①場所は危険でないか②器具は安全か③使い方は正しいか④と始末は安全かの四つのことを確かめるようにしておこうとするものです。このことを生活の中に習慣づけ、み

料でつくること(2)開口部に防火戸を設けること(3)可燃性蒸気を排出する設備を設けること。(2)屋外に置くこと(3)上位の空地を保ち、みだりに人が出入りできないようにすること。

以上のようなところでは置かれません。また置く場合は、あらかじめ消防署に届出しなければならないことになります。

これらのことによく守り危険物火災をなくすため安全管理いたしましょ。

(1)出入りは少なくとも2箇所以上設けること。(2)非常口はいつでも避難できるよう雪をとりのぞいておくこと。(3)道路に接する軒先

昭和三十九年八月、市内
栄町五番二十号（警察署の北隣り、消防署の東）に少年センターが設置されました。

毎日補導員が少年補導に当っており、その実績は昭和三十九年九月から昭和四十年三月までの補導人員は六百四十三人に達し、月平均九十一人を補導しております。これには注意した少年も含んでおりますが、日々補導人員は減つております。

そこで市民のみなさまにもご理解をいただき、少年の補導にご協力を願いいたしたいと思います。

児童福祉法には保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所または児童相談所に通告しな

ければなりません。ただ、罪を犯した満十四才以上の児童についてはこの限りではございません。この場合はこれを家庭裁判所に通告しなければならないとあり、法は発見したものは誰でも補導も通告することもできるので、少年補導員の肩書きがなければ通告ができない、という事ではないようですが、法の精神はあくまで少年の保護であつて検挙ではあります。

子どもの非行を防ごう

少年補導にご協力

どもの非行を防ごう

のツラテが落丁して思われ
怪我をすることもあるので
このようなところは必ず、
ツラテを取り除いておくこ
と。(4)二階以上の居室には
ロープ、ハシゴなど必ず準
備しておくこと。(5)老人、
子ども、病人はなるべく一
階に寝かせないようにする
ことなどについて、常に心
がけておきましょう。

消防相談員制度について：

当市の市街地を四十三区
に分け、それぞれの地区に
一名の消防相談員を配置し

たえず担当地区を巡回して
市民のみなさまから、防火
に関するあらゆるご相談に
応じようとする制度であります。消防についての「
まりごと」などについてお
気軽にご相談いただけると
う便利をはかっておりまます。
からぜひご利用ください。
最後に名実ともに、無化
災文化都市会津若松市が実現
できますよう、みなさまの
ご協力をお願いいたしま

電の電気事故をなくそう

▷雪おろしの時は、引込線やトランクなどに雪をあてないように。

▷断線して垂れ下っている電線を発見した時は、さわらないで最寄りの電力会社事業

所へ至急ご連絡ください。

重みで断線のおそれがある部分の除雪にご協力ください
(東北電力新潟支社)

